

改正

令和 年 月 日規則第2号

高知県漁業調整規則

高知県漁業調整規則（昭和48年高知県規則第14号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 漁業の許可（第4条—第31条）
- 第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第32条—第47条）
- 第4章 漁業の取締り（第48条—第51条）
- 第5章 雑則（第52条—第57条）
- 第6章 罰則（第58条—第61条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令と相まって、高知県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（県内に住所を有しない者の申請）

第2条 県内に住所を有しない者は、第8条第1項又は第33条第3項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

第3条 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- （1）申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2）代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第2章 漁業の許可

（知事による漁業の許可）

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第7号、第8号、第10号、第15号、第16号及び第17号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権を有する者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- （1）もじゃこ漁業 海面においてもじゃこ（全長15センチメートル以下のぶりをいう。第34条第1項ただし書において同じ。）をとることを目的とする漁業（中型まき網漁業を除く。）
- （2）うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長21センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業
- （3）さんご漁業 海面においてさんごをとることを目的とする漁業
- （4）なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（第12号に掲げる潜水器漁業を除く。）
- （5）小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業（第1号に掲げるもじゃこ漁業を除く。）
- （6）機船船びき網漁業 海面において動力船を使用して船びき網により行う漁業（第1号に掲げるもじゃこ漁業を除く。）
- （7）地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業
- （8）敷網漁業 海面において敷網により行う漁業
- （9）刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる固定式刺し網漁業及び第11号に掲げる三枚網漁業を除く。）

- (10) 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業（次号に掲げる三枚網漁業を除く。）
- (11) 三枚網漁業 海面において三枚網により行う漁業
- (12) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。）により行う漁業（第3号に掲げるさんご漁業を除く。）
- (13) 火光を利用するすくい網漁業 海面において火光を利用するすくい網により行う漁業（第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業を除く。）
- (14) 火光を利用する金突漁業 海面において火光を利用する金突（発射装置を有するもの又はやすを使用するものを含む。）により行う漁業
- (15) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
- (16) 飼付け漁業 海面において飼付けにより行う漁業
- (17) 船びき網漁業 海面において船びき網により行う漁業（第6号に掲げる機船船びき網漁業を除く。）

2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第5号から第12号までに掲げる漁業（同項第12号に掲げる漁業にあつては、船舶を使用するものに限る。）にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業（同項第12号に掲げる漁業にあつては、船舶を使用するものを除く。）にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

（許可を受けた者の責務）

第5条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

（起業の認可）

第6条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造若しくは製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第7条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

（許可又は起業の認可の申請）

第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第4条第1項第1号若しくは第5号から第12号までに掲げる漁業（同項第12号に掲げる漁業にあつては、船舶を使用するものに限る。）にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業（同項第12号に掲げる漁業にあつては、船舶を使用するものを除く。）にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 知事許可漁業の種類
- (3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- (4) 漁具の種類、数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可又は起業の認可をしない場合）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

- (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

(2) 暴力団員等であること。

(3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものを用いる。以下同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継

すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（公示における留意事項）

第12条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第1項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

（許可等の条件）

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（継続の許可又は起業の認可等）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- （1）許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

- （2）許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

- （3）許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

- （4）許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

- 2 前項第1号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

（許可の有効期間）

第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- （1）法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第4条第1項第4号から第17号までに掲げる漁業 5年

- （2）第4条第1項第1号から第3号までに掲げる漁業 1年

- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

（変更の許可）

第16条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 漁業種類

(3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

(4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

(5) 変更の内容

(6) 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（相続又は法人の合併若しくは分割）

第17条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（許可等の失効）

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

(1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。

(2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

(3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（休業等の届出）

第19条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（休業による許可の取消し）

第20条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（資源管理の状況等の報告）

第21条 許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
もじゃこ漁業及びうなぎ稚魚漁業	漁業時期の終了後30日以内
その他の漁業	翌月の末日まで

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項
（適格性の喪失等による許可等の取消し等）

第22条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（公益上の必要による許可等の取消し等）

第23条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（許可証の交付）

第24条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 操業区域及び漁業時期
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (5) 許可の有効期間
- (6) 条件
- (7) その他参考となるべき事項

（許可証の備付け等の義務）

第25条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

（許可証の譲渡等の禁止）

第26条 許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（許可証の書換え交付の申請）

第27条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）

は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 許可を受けた年月日及び許可番号
- (4) 書換えの内容
- (5) 書換えを必要とする理由
（許可証の再交付の申請）

第28条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

（許可証の書換え交付及び再交付）

第29条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第13条第2項の規定により許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- (2) 第16条第1項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- (3) 第17条第2項の規定による届出があったとき。
- (4) 第22条第2項又は第23条第1項の規定により、許可を変更したとき。
- (5) 第27条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

（許可証の返納）

第30条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。

（許可番号を表示しない船舶の使用禁止）

第31条 小型機船底びき網漁業、小型まき網漁業又は機船船びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部又は甲板上の両舷側に別記第1号様式による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

- 2 小型機船底びき網漁業、小型まき網漁業又は機船船びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

（漁業の禁止）

第32条 何人も、海面において、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。

- (1) 空つりこぎ
- (2) 沖縄式追込網
- (3) ごち網

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) 火光その他の照明を利用する網（網口の周囲が1メートル以下のすくい網を除く。）
- (2) まき網
- (3) 地びき網
- (4) 張網
- (5) 瀬張網
- (6) 建網

- (7) まき刺し網
 - (8) 上り落しうえ
 - (9) う飼漁法
 - (10) しめなわ漁法
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
- (1) 第4条第1項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて前項第1号に掲げる漁具又は漁法によって採捕する場合
 - (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
 - (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合
- 3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 採捕の種類
 - (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
 - (4) 漁具の数及び規模
 - (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (7) その他参考となるべき事項
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
- (1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
 - (2) 漁業調整のため必要があると認める場合
- 5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。
- 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。
- 7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
- 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示又は同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。
- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
 - (4) 許可の有効期間
 - (5) 条件
 - (6) その他参考となるべき事項
- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条並びに第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(禁止期間等)

第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業、第4条第1項第1号に掲げるもじゃこ漁業又は同項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
(1) あゆ	12月31日から翌年5月15日まで	海面
(2) あゆ(全長10センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面
(3) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで	奈半利川に係る河川中安芸郡北川村平鍋えん堤から上流
		伊尾木川に係る河川中安芸市古井発電用えん堤上流端から上流
		物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流
		鏡川に係る河川中高知市鏡多目的用えん堤上流端から上流
		吉野川に係る河川中高知県と徳島県との県境から上流の区域(支流を含む。)
		仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流
		仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤上流端から上流
		四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流
		<u>松田川に係る河川中宿毛市橋上町坂本ダムえん堤上流端から上流</u>
<u>(4) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)</u>	<u>1月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで</u>	<u>仁淀川に係る河川中高岡郡越知町桐見治水ダムえん堤上流端から上流</u>
(5) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	1月31日午後5時から5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで	仁淀川及び四万十川に係る河川(<u>(3)</u> 及び <u>(4)</u> に掲げる禁止区域を除く。)
(6) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで	内水面(<u>(3)から(5)までに掲げる禁止区域を除く。)</u>
(7) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	周年	国分川に係る河川中香美市土佐山田町入野かんがい用高芝ぜき下流端から下流50メートルから上流のかんがい用鏡野ぜき上流端までの区域
(8) うなぎ(全長21センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面及び内水面

メートル以下のものに限る。)		
(9) こい(全長15センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面
(10) ます類(あまご及びいわなを含む。以下同じ。)(全長10センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面
(11) ぶり(もじゃこ)(全長15センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
(12) いせえび(体長(眼の付根から尾端までをいう。以下この表において同じ。))13センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
(13) いせえび(体長13センチメートルを超えるものに限る。)	5月1日から9月15日まで	海面
(14) あなご(殻長3センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
(15) あなご(殻長3センチメートルを超えるものに限る。)	9月1日から翌年3月31日まで	海面
(16) あわび(殻長9センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
(17) あわび(殻長9センチメートルを超えるものに限る。)	9月1日から翌年3月31日まで	海面
(18) さざえ	9月1日から翌年3月31日まで	海面
(19) とこぶし(殻長3センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
(20) とこぶし(殻長3センチメートルを超えるものに限る。)	9月1日から翌年3月31日まで	海面
(21) あらめ	10月1日から翌年6月30日まで	海面
(22) てんぐさ類(まくさ、おばくさ及びおにくさをいう。)	9月1日から翌年2月末日まで	海面
(23) ふのり	10月1日から翌年2月末日まで	海面
(24) 全ての水産動植物	周年	西の川に係る河川中室戸市吉良川町釣ノ口発電用えん堤上流端から下流50メートルの区域

		西の川に係る河川中室戸市吉良川町領地かんがい用第1ぜき上流端から下流の領地かんがい用第2ぜき上流端の下流50メートルまでの区域
		奈半利川に係る河川中安芸郡北川村魚梁瀬発電用えん堤上流端から上流250メートル及び下流400メートルの区域
		奈半利川に係る河川中安芸郡北川村久木発電用えん堤上流端から上流100メートル及び下流100メートルの区域
		奈半利川に係る河川中安芸郡北川村二股発電所放水口中心から上流100メートル及び下流200メートルの区域
		奈半利川に係る河川中安芸郡北川村平鍋発電用えん堤上流端から上流100メートル及び下流200メートルの区域
		奈半利川に係る河川中安芸郡北川村長山発電所の開閉所最上流コンクリート柱と対岸の送電用鉄塔との見通し線から下流の西谷川と奈半利川との合流点に建設された漁場標識から143度30分(真方位による。以下同じ。)の線に至る区域
		奈半利川に係る河川中安芸郡北川村奈半利ぜき上流端から上流10メートル及び下流30メートルの区域
		奈半利川に係る河川中安芸郡北川村及び田野町田野ぜき上流端から上流10メートル及び下流50メートルの区域
		伊尾木川に係る河川中安芸市古井発電用えん堤上流端から下流100メートルの区域
		安芸川に係る河川中安芸市栃の木かんがい用栃の木ぜき上流端から上流7メートル及び下流88メートルの区域
		赤野川に係る河川中安芸郡芸西村和食砂防用端河原えん堤上流端から下流65メートルの区域
		赤野川に係る河川中安芸市赤野砂防用赤野川えん堤上流端から上流10メートル及び下流40メートルの区域
		物部川に係る河川中香美市香北町吉野発電用えん堤上流端から下流の檜谷口に建設された漁場標識から355度の線に至る区域
		物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から下流345メートルの区域

	物部川に係る河川中香美市土佐山田町町田かんがい用物部川下流統合ぜき上流端から上流左岸70メートルの点、下流左岸177メートルの点及び国土交通省右岸距離標 8 K / 2 から下流79メートルの点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
	吉野川に係る河川中長岡郡本山町山崎調整池えん堤下流端から下流65メートルの区域
	国分川に係る河川中南国市常通寺島かんがい用常通寺島ぜき上流端から下流20メートルの区域
	国分川に係る河川中高知市布師田かんがい用井の端ぜき上流端から下流50メートルの区域
	鏡川に係る河川中高知市鏡多目的用えん堤上流端から下流306メートルの区域
	鏡川に係る河川中高知市朝倉かんがい用朝倉ぜき上流端から上流15メートル及び下流30メートルの区域
	鏡川に係る河川中高知市上本宮町かんがい用江の口ぜき上流端から上流15メートル及び下流33メートルの区域
	鏡川に係る河川中高知市鏡川町廓中ぜき上流端から上流15メートル及び下流30メートルの区域
	仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流135メートル及び下流184メートルの区域
	仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町大渡発電所放水路及び大渡発電所放水口から下流30メートルの区域
	仁淀川に係る河川中吾川郡いの町上八川下分四発電所取水えん堤上流端から上流20メートル及び下流100メートルの区域
	仁淀川に係る河川中高岡郡越知町桐見治水ダムえん堤上流端から上流60メートル及び下流100メートルの区域
	仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤上流端から上流30メートル及び下流190メートルの区域
	仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町加枝発電所放水路
	仁淀川に係る河川中高岡郡越知町野老山発電用えん堤上流端から上流60メートル及び下流左岸140メートルの

		点から180度の線に至る区域
		仁淀川に係る河川中吾川郡いの町仁淀川右岸八田かんがい用八田ぜき上流端から上流20メートルの点、下流150メートルの日下川新放水路上流端、左岸八田かんがい用八田ぜき上流端から上流20メートルの点及び下流170メートルに建設された漁場標識を直線で結んだ線により囲まれた区域
		仁淀川に係る河川中高岡郡越知町遊行寺かんがい用ぜき上流端から上流20メートル及び下流100メートルの区域
		新莊川に係る河川中高岡郡津野町赤木砂防用赤木えん堤上流端から上流25メートル及び下流70メートルの区域
		新莊川に係る河川中須崎市上分かんがい用遅越ぜき上流端から下流の落合橋下流端までの区域
		新莊川に係る河川中須崎市下分かんがい用下郷ぜき上流端から下流25メートルの区域
		四万十川に係る河川中高岡郡中土佐町大野見竹原発電用えん堤上流端から上流150メートル及び下流のぬたの谷口に建設された漁場標識から260度の線に至る区域
		四万十川に係る河川中高岡郡四万十町上秋丸かんがい用一斗俵ぜき上流端から上流10メートル及び下流113メートルの区域
		四万十川に係る河川中高岡郡四万十町西川角かんがい用大井野ぜき上流端から上流10メートル及び下流100メートルの区域
		四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流90メートル及び下流160メートルの区域
		四万十川に係る河川中高岡郡四万十町大正中津川中津川砂防用第1えん堤上流端から上流134メートル及び下流の古宿谷口に建設された漁場標識から300度の線に至る区域
		四万十川に係る河川中高岡郡檮原町中平発電用えん堤上流端から上流55メートル及び下流330メートルの区域
		四万十川に係る河川中高岡郡檮原町松原発電所放水口に建設された漁場標識から上流144メートル及び下流90

		メートルの区域
		四万十川に係る河川中高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流60メートル及び下流のふえの谷口に建設された漁場標識から230度の線に至る区域
		下の加江川に係る河川中幡多郡三原村芳井砂防用芳井えん堤上流端から上流50メートル及び下流50メートルの区域

- 2 何人も、内水面において、あゆ又はます類の産んだ卵を採捕してはならない。
- 3 第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、第1項の表の(1)及び(11)から(23)までの規定は、適用しない。
- 4 第1項の表の(1)から(6)まで若しくは(8)から(23)まで又は第2項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
(漁具漁法の制限及び禁止)

第35条 何人も、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の右欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

禁止区域	禁止漁具又は漁法
海面	水中に電流を通じてする漁法
	油づけ餌（油づけいか（地方名称の「くさいか」を含む。）その他の油性物を利用した餌及び擬餌をいう。）を使用する漁法
内水面	水中に電流を通じてする漁法
	びんづけ
	発射装置を有する漁具
	もり、金突又はこれらに類似の刺突具
	潜水器漁法（簡易潜水器を使用するものを含む。）
	う又はう羽その他う羽に類似するものを用いて魚類を威嚇し、追い込む漁法
	水中眼鏡を使用する漁法
	追さで漁法

- 2 前項の規定にかかわらず、火光その他の照明を利用せず、前項におけるもり、金突若しくはこれらに類似する刺突具又は水中眼鏡を使用する漁法により、次の表の左欄に掲げる区域において、それぞれ同表の中欄に掲げる水産動物以外の水産動物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中に採捕する場合は、この限りでない。

区域	水産動物	期間
吉野川に係る河川	あゆ及びます類	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで
四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤下流端から下流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤下流端から下流	あゆ及びます類	1月1日から12月31日まで
松田川に係る河川		
仁淀川に係る河川	あゆ及びます類	7月15日午前5時から10月15日午後5時30分まで
新莊川に係る河川		
物部川に係る河川	ます類	7月15日午前5時から10月15日午後5時30分まで
上記以外の内水面	ます類	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで

第36条 何人も、内水面において、次に掲げる漁具を設置してはならない。

- (1) 魚ぜき（しめなわを除く。）
- (2) 建干
- (3) せき干
- (4) やな
- (5) 上りうえ及び下りうえ
- (6) 上りひ落し

第37条 何人も、次の表の左欄に掲げる区域においては、はぜ追込み網、四手網及びすくい網以外の網漁具を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中に使用してはならない。ただし、4月1日から同月30日までの間において、網目3センチメートル以上の投網及びなげ網を使用する場合は、この限りでない。

禁止区域	禁止期間
野根川に係る河川	4月1日午前零時から6月1日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで
奈半利川に係る河川	
安田川に係る河川	
伊尾木川に係る河川（安芸市古井発電用えん堤上流端から上流の区域を除く。）	
安芸川に係る河川	
物部川に係る河川（香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流の区域を除く。）	
鏡川に係る河川（高知市鏡多目的用えん堤上流端から上流の区域を除く。）	
松田川に係る河川	4月1日午前零時から5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで
仁淀川に係る河川中高知市春野町西畑自記検潮観測所から249度40分の線から上流の区域（吾川郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流の区域及び吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤上流端から上流の区域を除く。）	
吾川郡いの町八田かんがい用八田ぜきから取水する弘岡用水路	
新莊川に係る河川	
四万十川に係る河川中後川と四万十川との合流点に建設された漁場標識から上流の区域（高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流の区域、高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流の区域及び高岡郡津野町船戸かんがい用船戸ぜき上流端から下流のかんがい用旧下地ぜき下流端までの区域を除く。）	

第38条から第40条まで 削除

（漁具の積載禁止）

第41条 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第75条第2項に規定する滑走装置を備えた桁及び網口開口板は、小型機船底びき網漁業に使用する目的をもって船舶に積み込んでではない。

（禁止区域等）

第42条 何人も、次に掲げる区域内においては、網による漁業を操業してはならない。

- (1) 次に掲げるアからエまで及びアの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた水面
 - ア 高知市浦戸高知灯台（以下この条において「基点甲」という。）から157度10分の線上基点甲から4,120メートルの点
 - イ 基点甲から159度10分の線上基点甲から6,900メートルの点
 - ウ 基点甲から141度30分の線上基点甲から7,360メートルの点
 - エ 基点甲から129度40分の線上基点甲から4,860メートルの点
- (2) 次に掲げるアからエまで及びアの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた水面
 - ア 基点甲から113度15分の線上基点甲から7,920メートルの点
 - イ 基点甲から122度35分の線上基点甲から9,160メートルの点

- ウ 基点甲から113度40分の線上基点甲から10,920メートルの点
- エ 基点甲から105度10分の線上基点甲から9,920メートルの点
- (3) 次に掲げるアからエまで及びアの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた水面
- ア 基点甲から194度40分の線上基点甲から5,680メートルの点
- イ 基点甲から189度55分の線上基点甲から6,800メートルの点
- ウ 基点甲から179度35分の線上基点甲から6,440メートルの点
- エ 基点甲から182度25分の線上基点甲から5,240メートルの点

(溯(さく)河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

第43条 溯(さく)河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合は、河川流幅の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。

- 2 前項の規定により開通した魚道の上流端から上流20メートル及び下流端から下流20メートルの間においては、魚類の降下又は溯(さく)上を妨げる行為をしてはならない。

(遊漁者等の漁具及び漁法の制限)

第44条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 竿(さお)づり及び手づり
 - (2) たも網及び叉(さ)手網(火光その他の照明を利用するものを除く。)
 - (3) 投網
 - (4) は具
 - (5) 徒手採捕
 - (6) やす(火光その他の照明を利用するもの及び発射装置を有するものを除く。)
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 漁業者が漁業を営む場合
- (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- (3) 試験研究のために水産動植物を採捕する場合

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第45条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の適用を受ける者については、適用しない。

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第46条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 目的
- (3) 免許番号
- (4) 区域
- (5) 期間
- (6) 補償の措置
- (7) その他参考となるべき事項

- 3 知事は、第1項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

(試験研究等の適用除外)

第47条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下この条において「試験研究等」

という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的
- (3) 適用除外の許可を必要とする事項
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
- (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
- (6) 採捕の期間及び区域
- (7) 使用する漁具及び漁法
- (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 適用除外の事項
- (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
- (4) 採捕の期間及び区域
- (5) 使用する漁具及び漁法
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (8) 許可の有効期間
- (9) 条件

4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。

8 第25条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。

第4章 漁業の取締り

（停泊命令等）

第48条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。（船長等の乗組み禁止命令）

第49条 知事は、第4条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（衛星船位測定送信機等の備付け命令）

第50条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

- (1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。
- (2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。
 - ア 当該船舶を特定することができる情報
 - イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻
- (3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

(停船命令)

第51条 漁業監督吏員は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

- (1) 別記第2号様式による信号旗Lを掲げること。
- (2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。
- (3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第5章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第52条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第53条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第54条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあっては別記第3号様式による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(はえ縄漁業及び刺し網漁業の漁具の標識)

第55条 次に掲げるはえ縄漁業及び刺し網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1.5メートル以上の高さのボンデンを付け、幹縄の中間に300メートルごとに浮標を付けなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

- (1) まぐろはえ縄漁業
- (2) さんま刺し網漁業

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第56条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第57条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第33条第1項、第34条第1項、第2項若しくは第4項、第35条から第37条まで、第41条から第43条まで、第45条第1項又は第46条第1項の規定に違反したとき。

(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。

(3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第45条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第59条 第25条第1項(第47条第8項において準用する場合を含む。)、第31条、第33条第10項又は第44条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は科料に処する。

第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第58条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第61条 第17条第2項、第19条第2項若しくは第25条第3項(第47条第8項において準用する場合を含む。))の規定、第26条から第28条まで若しくは第30条第1項若しくは第2項(これらの規定を第33条第13項において準用する場合を含む。))の規定、第33条第12項の規定又は第47条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号の規定並びに同項第13号、同条第2項、第8条第1項、第15条第1項第2号、第21条第1項、第33条第2項第1号、第34条第1項ただし書、第49条第1項及び第50条の規定(第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業に係る部分に限る。)(これらの規定に係る罰則の適用を含む。)は、令和5年12月1日から施行する。

(高知県内水面漁業調整規則の廃止)

2 高知県内水面漁業調整規則(昭和44年高知県規則第36号)は、廃止する。

(内水面における水産動植物の採捕の許可に関する経過措置)

3 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号。次項において「改正法」という。)
附則第29条の規定により第33条第1項の規定によってしたものとみなされる前項の規定による廃止前の高知県内水面漁業調整規則(以下「旧内水面規則」という。)
第6条の許可については、旧内水面規則第13条の規定は、当該許可の有効期間の満了日までの間は、なおその効力を有する。
(試験研究等の適用除外に関する経過措置)

4 改正法附則第29条の規定により第47条第1項の規定によってしたものとみなされるこの規則による改正前の高知県漁業調整規則(以下この項において「旧漁業規則」という。)
第48条第1項の許可又は旧内水面規則第35条第1項の許可については、旧漁業規則第48条第6項又は旧内水面規則第35条第6項の規定は、それぞれ当該許可の有効期間の満了日までの間は、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

- 5 この規則の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 1 月 16 日規則第 2 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 年 月 日規則第 2 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 1 条の規定 公布の日

（2） 第 2 条の規定（第 58 条第 1 項の改正規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）

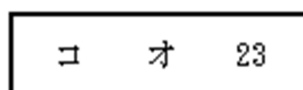
及び次項の規定 令和 7 年 6 月 1 日

（経過措置）

- 2 前項第 2 号に掲げる規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
3 この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

漁業	様式	摘要
小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業	コオ23	図例(1)による。
小型機船底びき網漁業のうち自家用つり餌料びき網漁業	コオジ23	図例(1)による。
小型機船底びき網漁業のうち貝けた網漁業	コオケ23	図例(1)による。
機船船びき網漁業	23	図例(2)による。
小型まき網漁業	まき23	図例(3)による。

1 図例(1)

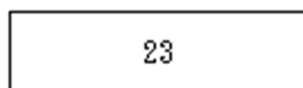


備考 1 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とし、更に図例のように太さ2センチメートル以上の枠をもって囲むものとする。

2 識別を容易にするため蛍光塗料の識別板を採用するものとし、蛍光塗料の色別は、次のとおりとする。

えびこぎ網漁業	黄色
自家用つり餌料びき網漁業	赤色
貝けた網漁業	橙色

2 図例(2)

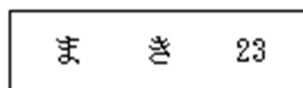


備考 1 数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

2 識別を容易にするため蛍光塗料の識別板を採用するものとし、蛍光塗料の色別は、次のとおりとする。

東部海域（室戸市 安芸市 安芸郡）	黄色
中部海域（高知市 南国市 土佐市 須崎市 香南市 高岡郡）	赤色
西部海域（宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡）	橙色

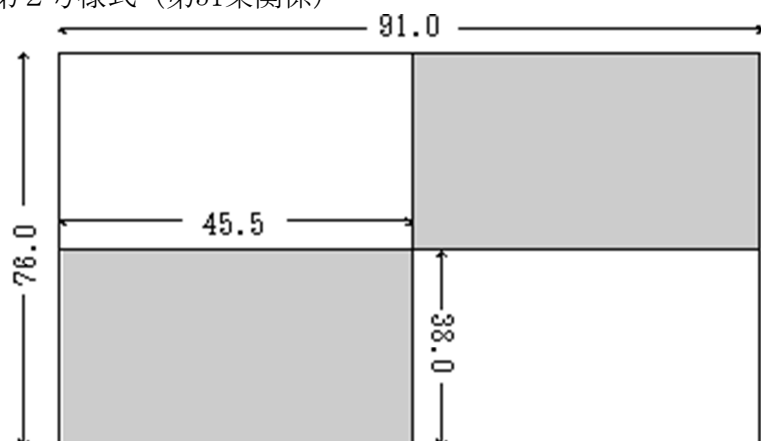
3 図例(3)



備考 1 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

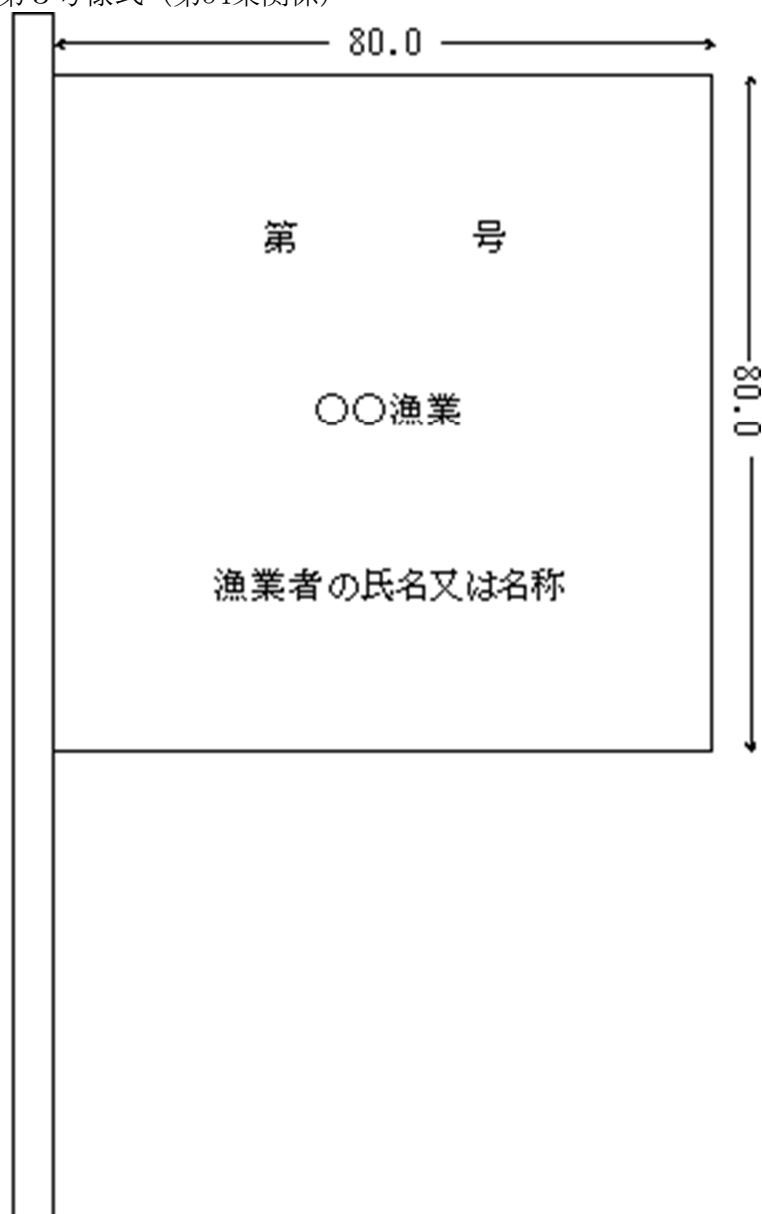
2 識別を容易にするため蛍光塗料の識別板を採用するものとし、蛍光塗料の色別は、黄色とする。

第2号様式（第51条関係）



- 備考
- 1 斜線の部分は黒色とし、その他の部分は黄色とする。
 - 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
 - 3 数字は、センチメートルを示す。

第3号様式（第54条関係）



- 備考 1 標識は、赤色の布地とする。
- 2 数字は、センチメートルを示す。